

# 民間資金等活用事業推進委員会 第38回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

# 第38回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成28年 2月23日（火）13:55～15:21

場 所：内閣府本府庁舎 3階特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) PFI推進委員会の今後の運営について
- (2) 事業規模目標見直しプロジェクトチームの中間報告について
- (3) その他

## 3. 閉 会

○村田参事官 少々定刻より前ですけれども、委員の皆様方お集まりになりましたので、ただいまから第38回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催します。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官をしております村田でございます。本日はお忙しい中、出席していただきましてまことにありがとうございます。

本日は定員9名のうち6名の委員に御出席していただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の資料について1点、御連絡させていただきます。本日メインテーブルの方のみでございますが、議題2の事業規模目標見直しプロジェクトチームの中間報告に関する資料をお配りさせていただいております。現在、各省庁と調整中でございますので、本資料については非公表とさせていただきます。あわせて会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、本件に関する部分については当面、非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

また、本日は委員の任期終了後、最初の委員会でございますが、本日の御出席の委員の皆様には、再任という形で御就任をお願いしております。本委員会の委員長につきましても、民間資金等活用事業推進委員会令第2条第1項の規定により、委員の皆様との互選によって定めることとされております。どなたか御提案がございましたらお願いいたします。

○根本委員 本件につきましては、幅広い御経験、御見識、それから、人脈をお持ちであります石原委員に引き続き委員長をお願いすることを提案いたします。

ただいま根本委員から、石原委員に委員長に御就任していただいておりますかどうかの御提案がございましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○根本委員 それでは、互選により石原委員を委員長に選出させていただきますので、以後の議事につきましては石原委員長に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。

ただいま皆様から御推挙いただきまして、委員長を拝命いたしました。引き続き委員会の円滑な運営につきまして、委員の皆様にご協力をお願いしたいと存じます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

なお、委員長代理につきましては、民間資金等活用事業推進委員会第2条第3項の規定によりまして、委員長があらかじめ委員長代理を指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

委員長代理につきましては、引き続き宮本委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○宮本委員長代理 承りました。

○石原委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず議題1のPFI推進委員会の今後の運営につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○村田参事官 資料1-1に基づきまして御説明をさせていただきます。「PFI推進委員会の今後の運営について」でございます。

1ポツを見ていただきたいのですが、法令上の規定に沿った原則的な運営について説明が書かれている部分でございます。委員会は、委員9名で組織し、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、任期は2年。専門委員は、専門の事項を調査審議させる必要があるときに委員会に置くということで、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときには解任される。専門委員は、委員長求めに応じ、委員会に出席して意見を述べるができる。この4点が法令上の原則的運用でございます。

しかしながら、2ポツの部分、現状の運営と改善策が書いておりますけれども、(1)を見ていただきたいのですが、委員会発足当初は原則的な運用がなされておったのですが、第20回、平成22年2月9日以降、全専門委員にも出席を求めてきておったというのが事実としてございます。前回までそのような形で運用させていただいてきております。

(2)を見ていただきたいのですが、PPP/PFIの施策というのは多岐にわたっておりまして、具体的に言いますとコンセッションの話であったりとか、優先的検討指針の話であったりとか、関連施策は多数ございます。そういう意味で専門委員の専門性をフルに活用、分析、提言していただくためにも、ある程度政策分野ごとに複数の部会を設置することが必要ではないかと考えております。

一方、部会とは別に、本委員会につきましては政策全体の企画審議に大所高所の視点から議論をしていただく場という形に明確に位置づけさせていただいたほうがいいのではないかと考えております。その上では各部会における検討の方向づけや、新たな課題の設定等を中心に議論をしていただくことにしてはいかかかと考えております。その際、委員会は専門委員を入れるのではなくて、委員のみで開催することが適当ではないかと考えているところでございます。

(4)で書いてありますけれども、ただし必要な場合には、その都度、専門委員の出席を求めることとするということで、きょうからなのですが、PFI推進委員会、この本委員会の運営の仕方というものを、このような形に変えていくべきではないかということについて、ぜひ御審議賜りたいと思っております。

御説明は以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明ありましたように、委員会の今後の運営方針について事務局から提案があったわけですが、さらに次の資料1-2に書いてございますけれども、その中で新たに計画部会を設置したいと考えております。これにつきましてもあわせ事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○村田参事官 資料1-2に基づきまして御説明をさせていただきます。

この塊、資料1-2の後ろに参考資料①、参考資料②、参考資料③というものがございます。

まずは参考資料①を見ていただきたいのですが、2つの箱がございます。左側が青い箱で右側が緑色の箱でございます。まず左側の青い箱を見ていただきたいのですが、これは政府の決定事項を2つ並べておるのですが、左側の箱のほうはPPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランということで、平成25年6月に内閣総理大臣をヘッドとする全閣僚がメンバーとする閣僚会議であるPFI推進会議で決定されたものでございます。こちらにつきましてはPPP/PFIをどんどん進めていこう、政府として進めていこうということで、平成25年から34年の10年間で12兆円という目標を定めておるものでございまして、12兆円の目標を事業類型別に整理しているものが、左側のアクションプランでございます。

具体的に言いますと、(1)が公共施設等運営権制度を活用したPFI事業。いわゆるコンセッションの事業について2～3兆円。それから、PFI事業の中でも収益施設の併設するような事業につきましては3～4兆円。PPPの事業なのでございますけれども、公的不動産の利活用をするような事業につきましては2兆円。その他の事業類型としてサービス購入型なのでございますけれども、こちらについては3兆円というものを、平成25年から34年の10年間で12兆円の規模を達成しようではないかという目標を定めて、政府として取り組んでいるということでございます。

25年にそれを決めたのですが、右側、集中強化期間の取組方針ということで、右側を見ていただきたいのですが、アクションプランの取組みを加速化するんだ。特に左側(1)で青く塗ってある部分ですが、コンセッション事業については10年間の目標ではなく、26年から28年度ということで3カ年に期間を前倒して集中的に取り組むんだということで、アクションプランから抜き出してPFI推進会議決定をしているということでございます。

内容につきましては、重点分野である空港、水道、下水道、道路という4分野を設けまして、数値目標といたしましては2～3兆円。事業件数目標といたしましては空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件という目標を掲げて、今、取り組んでいるところでございます。

そういう背景がある中、1点だけ私も反省すべき点がございまして、25年6月、26年6月につくってはおるのですが、具体的に取組方針なりアクションプランというものを的確にPDCAサイクルを回してこなかったという反省点がございまして。今回私もといたしましては、計画部会を設置していただきまして、アクションプランであつたりとか、集中強化期間の取組方針を計画部会で専門的な観点から御意見を賜りながら、PDCAサイクルを回していきたいということで設置をお願いしたいと考えてございます。

具体的な調査審議項目につきましては、2ポツのところを書いておりますけれども、まずはアクションプラン、集中強化期間の取組方針の進捗状況を把握して、その上で必要な見直しを調査審議していただきたいと考えておるところでございます。

3ポツの調査検討体制につきましては、委員及び専門委員につきましては委員会令の4条第1項に基づきまして、石原委員長に指名していただくということで考えております。

当面のスケジュールにつきましては、4月ごろ中間報告をいただき、5月ごろ最終報告をいただきたいと考えておるところでございます。

具体的なスケジュール感、もう少し詳しく申し上げますと、この計画部会につきましては3月中旬あたりに関係省庁をヒアリング。それから、関係団体のヒアリングもあわせて行いたいと考えております。その上で推進委員会を4月中旬ぐらいにお願いしたいと思っております。その上で推進委員会を4月中旬ぐらいにお願いしたいと思っております。

再度、中間報告を本委員会にさせていただいた後、もう一度、計画部会のほうで最終案をある程度固めさせていただきまして、5月上旬に本委員会、こちらの委員会に最終報告をさせていただきたいというスケジュールで進めていきたいと考えております。その上で委員会のほうで調査審議をしていただいた上で、PFI推進会議でアクションプラン及び集中強化期間の取り組み方針の改定案を決定していただき、骨太方針の2016に反映させていきたいと考えております。

御説明は以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、先ほどの委員会の新しい運営方針並びにそれに伴うものとしたしまして、計画部会を設置したい。計画部会についてはこの内容の見直しについて4月中旬ごろに中間報告、5月上旬に最終報告をもって、最終的には推進会議並びに骨太のほうに反映させる。このようなスケジュールが立てられておるわけでございますけれども、以上の事務局の提案に際しまして、皆様から御意見あるいは御質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

宮本先生、いかがですか。

○宮本委員長代理 PFI/PPPを推進するためには、このような形で推進委員会としては検討していくべきではないかと私も考えております。

○石原委員長 現実にはPDCAの回し方が不十分だという話がありましたけれども、さはさりながら、それなりの素案というものがあって、それが計画部会でリファインされると考えてよろしいのでしょうか。

○鳥巢審議官 説明を補足しますと、不十分というよりは、もともとどのような形で回すかということについては、当初日本で初めてこのような大きな目標を掲げた計画だということもあって、どういった形で回していくかということについては恐らく走りながら考えていこうということだったと思うので、きちんとやってこなかったというのは説明としては不適切な部分があったのですけれども、御承知のとおり最近あらゆる計画できちんとPDCAサイクルを決めて、しかも基本は年で回していくという形、ファッションが一般的になってきているということもありまして、特に動きの速いPPP/PFIの分野でも1年ぐらいのタームできちんと追って行って、実績をきちんと管理し、その施策の実施状況をきちんと把握し、問題があるとすればどこに問題があるかというのをサプライサイドで両方からき

ちんと見ていくことが必要なのだろうということで、言い方を変えれば、ここできちんとPDCAをサイドできちんとセットアップしたらどうかという趣旨でございまして、そのように御理解いただければと思います。

○石原委員長 民間ですとPDCAを回すというのは当然のことございまして、そういった意味では今回、官民連携の典型的な事例である本件について、PDCAをさらにしっかりと回していく。しかも時代も変わっておりますし、変化も激しいときでございますので、この方針自体はそういった趣旨に沿ったものではないかと考えるわけでございますが、ほかに委員の先生方、小幡先生、どうぞ。

○小幡委員 私もそういう方向でよろしいと思います。特に公共施設運営権制度というのは法律的にも非常に注目されて、きちんとした仕組みで法律ででき上がったものでございますので、現実これがどのように使われるかということは非常に大きく、いろいろな方面から注目されていると思います。ですから集中強化という形で3年間ということで少し前倒しした形で取り組みをできるだけ進めるという方向は、ぜひやっていただきたい。せっかくなつくたのに、なかなか事例がない。どうしても難しいのでそうなりがちだと思いますので、このような形でやっていただければと思います。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

○鳥巢審議官 今の御指摘についてですけれども、また後ほど後半で御説明があるかと思えますけれども、実は目標を大きく決めた中で、当初以上にPPP/PFIが多様性を持って進展をしてきたということがあって、特にPPPの分野でさまざま進展がこの2年間あって、逆にそのようなことがフォローアップを非常に難しくさせてきたという面もあって、その辺、後ほど宮本先生からも御報告を頂戴することになっておりますけれども、その辺は今回、事業規模PTの中で一生懸命御議論いただいて、ある程度道筋ができたということもあって、今回このような形でPDCAをきちんと進めていくことができたということで、逆に言えばそのあたりの整理がきちんとされたことで、今回これが回っていくということが1つあると思います。

もう一つは、先ほど参事官から説明がありましたけれども、契約体系が大きく長期と短期といますか、集中期間ということで2階層になっているのですけれども、今後の議論なのですが、特に短期の部分、要は大きなフレームとして十何兆円という規模でフレームを設定する一方で、要するに頑張ってくださいとところを名指ししていくというやり方をこれからも動的につけ加えていかなければいけないのだと思うのです。当面、最も重要なセッションの4事業分野ということでやってきましたけれども、これだけでいいのかと考えれば、さらにこれまでの実績を踏まえて、いろいろと今後頑張ってください対象事業分野もその都度見直していく必要が出てくるでしょうし、そういった非常に動きの速いところを毎年フォローアップしていくことが必要だろうということで、そういうこともあって毎年フォローアップしていくことが適切なのではないかとということで、御提案をさせていただいているということです。

○石原委員長 よろしゅうございますか。

根本先生、何かございますか。よろしいですか。

野城先生、いかがですか。

○野城委員 私もこれでよろしいかと思えます。

計画部会の範囲は、いろいろ見る限りPFIだけではなくて、PPPも含めてということでございますね。PPPだと私の理解だと公共施設の民間による運営だけではなく、非常に広範ですし、ファジーといいますか、境界はどこまでをPPPと見るかということについてはやや曖昧なところがありますが、あえて曖昧な領域も含めて計画部会のスコープに入れているという理解でよろしいでしょうか。

○鳥巢審議官 おっしゃるとおりでございます。ただ、曖昧なところは確かに曖昧なのですけれども、今回、事業規模PTの中では、そのあたりもきちんと整理をしていただいているので、この計画部会、そして委員会の中でフォローアップしていただくことについて、ある程度外縁もはっきりしてきたのではないかと考えております。

○石原委員長 今回、定義規定といいますか、3条件が出ていますけれども、そういった趣旨と考えてよろしいでしょうか。

○鳥巢審議官 そうです。

○石原委員長 佐藤先生、よろしいですか。

○佐藤委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○石原委員長 それでは、ほかに御意見ないようでしたら事務局からの御提案でございますが、今、申し上げたような趣旨でぜひPDCAをしっかり回す、その基盤としてこの委員会並びに計画部会の皆様に御尽力願うということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、計画部会でございますけれども、現在、事業規模見直しプロジェクトチームということで、いろいろ御努力いただいております宮本委員長代理、根本委員に御参加いただき、御尽力いただきたいと思いますし、また、他に計画部会に御参画いただく専門委員につきましては選定を急ぎまして、後日、私のほうから指名させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題2に移りたいと存じます。事業規模目標見直しプロジェクトチームということで、いろいろ御尽力いただきましたチームの皆様から中間報告をお願いしたいと存じます。なお、非公開ということのようでございますので、むしろ思い切りいろいろと本音を言っていただければと思います

議題2ということで中間報告に入らせていただきます。プロジェクトチームに御参画いただいております宮本委員長代理、根本委員、伊藤委員、石田専門委員の皆様におかれましては、専門的なお立場から精力的に御議論をいただいております。まことにありがとうございます。

そこで、まずは座長であります宮本委員長代理から冒頭、御説明をお願いし、詳細については事務局よりお願いしたいと存じます。

○宮本委員長代理 それでは、御報告させていただきます。

前回の委員会でプロジェクトチームを設置していただきました。その後、これまで3回のプロジェクトチームの検討会、それから、その準備会等で事務局ともども検討させていただいております。本日はその中間報告ということでございます。

議論の主な対象といたしましては、アクションプランにおける事業規模の定義というものをどのように考えるのか。先ほど野城委員からもお話がありました対象とする事業種別をどう考えるのか。あるいはPDCAにつながっていきますけれども、今後の計測方法をどう見ていくのかという観点から討議をしてきております。

これらの論点を整理するに際しては、先ほども鳥巢審議官からもお話がございましたけれども、アクションプランの策定を我が国のPPP/PFI分野が多様な展開を見せてきております。これをまず留意しつつ、それから、これからのアクションプラン等の計画の実効性を維持する観点というのが一番重要だろうということで、多様に展開していますPPP/PFIの事業規模や対象事業をどのように捉えるのかというのがなかなか難しい問題でございました。改めて問題を正面から取り組みますと意外と難しいといえますか、問題でございましたけれども、それについて事務局ともどもプロジェクトチームで検討してきております。

その際ですけれども、我が国の成長戦略においてPPP/PFIの推進がこれからも重要な役割を果たすものでありますことから、目標設定に当たっても民間事業者の役割を大幅に拡大するものであるかどうかとか、あるいは新たな民間の経済活動の拡大を正しく捉えられるものかどうかなども、成長戦略との関係において苦心して検討してきております。

詳細につきましては事務局より御説明いただくことになっておりますけれども、今回は中間報告でございますので、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただきまして、いただいた御意見を最終報告に反映させていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○武井企画官 引き続き具体的な中身につきまして説明させていただきたいと思えます。企画官の武井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の席上配布資料といたしまして、①が中間報告の概要ということでお配りしております。席上配布資料②がプロジェクトチームの中間報告の案文でございます。席上配布資料③が中間報告の参考資料でございます。

本日、このうちの中間報告の参考資料を使いまして御説明申し上げたいと思えます。

先ほど宮本先生からアクションプランにおける事業規模の考え方、対象とする事業種別、また、事業規模の計測方法といった3つの観点からお話がありましたので、この3つの観点到に分けて説明させていただければと思っております。

初めに、その事業規模の考え方について御説明させていただきたいと思えます。参考資料の2ページをお開きください。これはいつも出しておりますPFIの事業のこれまでの実績

の累計でございますけれども、この中の折れ線部分がPFIの事業費の累計、事業費の推移ということで、我々がいつも事業規模として御説明させていただいているものでございます。平成27年9月30日現在、合計で511件で、事業費が4兆5,833億円という金額になっております。この金額、この事業費につきまして、実際どのように集計しているかということについて、こちらの作業ベースの話で申し上げますと、これまでの公表されている事業の中から契約金額を見つけまして、その金額を足し合わせていったものが事業費となっております。これが現在4兆5,833億円という数字でございます。

3ページ、これが今の事業費でございますけれども、サービス購入型の場合には契約金額と公共の支出と民間事業者の収入、これがいずれも同じ額になりまして、事業規模をあらわす数値として非常に用いやすいという特徴がございます。実際にこれまでのPFIの約4分の3がサービス購入型でございましたので、これでかなりの状態はあらわしていたのではないかと考えておりますが、今回のアクションプランの趣旨といたしまして、利用料金収入のある事業ですとか、運営権対価のある事業ですとか、こういったものをふやしていこうということが趣旨になっておりますので、そういった観点からもう一回この事業規模についてどのように考えていったらいいかということを考え直す必要があるのではないかと考えております。

下の表に書いてありますように、2段目でございますが、PFI事業の独立採算型・混合型などでは契約金額＝公共の支出であるのですけれども、それ以外に民間からの収入というものがありますので、民間事業者の収入は①や②よりも大きい金額になります。また、いわゆるコンセッション方式でございますけれども、契約金額というのは基本的には公共の支出ではなくて収入のほうになります。また、民間事業者の収入というのは①や②よりも大きい形になります。実際は民間事業者の収入－経費で運営権対価の見込み額が出てくるという関係になっているものですから、民間事業者の収入は①、②よりも大きいという関係になっています。

こういったそれぞれの制度を共通して捉まえて、この事業を共通して計上していくためにどのようなやり方がいいのだろうかということについて議論していただきました。その結果として民間事業者の収入により計測していくことによって、さまざまなPFIを共通して捉まえて、事業規模の総額を計上することができる。また、これによって民間の事業活動をあらわすことができるのではないかとということで、こういった民間事業者の収入により計測する方法をとらせていただければと考えております。

4ページ、では民間の事業者の収入というのは実際どうやって計算したらいいのかということについて、考え方を少しまとめております。民間事業者の収入は、サービス購入型であれば契約金額だけでいいのですけれども、これに附帯事業や利用料金の収入を加算していくことになります。この収入を直接把握する、これは事業者に聞いて答えていただければ見込みの収入ということで情報が手に入るわけですが、それができない場合には外形的に見える施設規模などから支出を推計して、これを回収するものとして計上する

ことが考えられるのではないかと考えております。

中ほどの絵がありますように、事業者の収入、支出ということで事業者のほうで支出して払ったもの、建築工事費、維持管理、運営コストというものを標準的に出して、これに相当するものとして収入を得る事業計画を立てていると考えられますので、こういった形で外形的に見える施設規模から支出を推計し、これを回収するものとして収入を計上することが考えられるのではないかと考えております。

また、今回はPFI事業を対象にしておりますけれども、PFI事業の場合は基本的にはSPCが受注者になりますので、SPCとしては一般的なのは床を賃貸する事業、構成員に対して床を賃貸して事業をしてもらうような形が多いと思いますので、基本的には事業の内容が明らかでない場合にはその形でやりますが、不明確な場合には床を賃貸する事業という形で計上していけばよいのではないかと考えております。

今のがPFIの事業規模の計上方法でございますが、関連してPPPにつきましてもあわせて説明させていただきますと、8ページでございます。PPPの事業規模につきましても、PFIと同様に民間事業者の収入を計上するという整理していきたいと思っております。これによって共通に捉まえ、合計額を足していくことができるようになります。PPPの中にはいろいろなタイプの事業がありますが、公共施設の整備に関する事業と、公有地を活用して民間施設を整備する事業があります。後者のほう、公有地を活用して民間施設を整備する事業の場合には、その民間施設の中でいろいろな形の事業が営まれることが想定されますので、ある程度類型を決めてしまわないと事業規模として捉え切れないのではないだろうかということで考えておまして、建物を建設して賃貸する不動産事業を営むものとして、そのように仮定して収入を計上するというルールにしたかどうかということで考えています。

こういった形で個別事業ごとに事業規模を把握し、計上することを基本といたしますけれども、例えば指定管理者のような件数の多い事業の場合には、1件当たりの平均的な事業規模を出して、それで件数をかけて算出するという算出の仕方についても含めてやっていきたいと考えております。

以上、事業規模の計上方法について説明させていただきました。

○石原委員長 まずは3つのタイプのうちの事業規模でございますが、御説明をいただきました。

とりあえず事業規模につきまして御質問、御意見がございましたらお受けしたいと思います。どうぞ。

○佐藤委員 素朴な疑問になるのですが、収入ですが、これは複数年は30年とかにわたりますので、現在価値化するという理解でよろしいのでしょうか。単純に積み上げるということでしょうか。

○武井企画官 単純に積み上げるような形で作業はさせていただいております。

○佐藤委員 例えばインフレとか、リスクプレミアムというか、破綻するリスクなどを織

り込むことは、あるいは金利のリスクとか、このあたりは考えないのですか。

○武井企画官 本場に詳細に出していくとすると、当然そのような考え方が必要になっていくと思いますけれども、今回、一義的には非常にシンプルな形で計上させていただきました。その部分については捨象しております。

○石原委員長 今のようなことは、計画部会の論議の中で修正もあり得るということですか。

○鳥巢審議官 一応、考え方の整理ということなので、事業規模についてはここで一旦区切りをつけたいと思っておるのですけれども、佐藤先生の御議論は全くもっともだと思っておりますけれども、これはどちらかという政策目標を掲げて、それに対して政策がどれほど順調にいつているかという話なので、例えば要するに国民経済計算の中で事業規模をどれだけ正確に計算するかということを目的としてやっているオペレーションではないということもありますので、多少そのようなものから比べますと少し目がない感じがすると思っておりますけれども、むしろどれだけ政策効果を上げてきたのかというところを積み上げていくという意味で、例えば現在価値化をせずにそのまま積み上げとか、リスクの部分についてもディスカウントせずにやるということ、今回簡易方式でやらせていただこうかなというのがその趣旨なのです。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

これは一件一件そのような形で、どのように類型するか。先ほどのわかるわからないとか、そういった詳細がぱっとくつつくのですか。集積分ということになるのですね。

○鳥巢審議官 また後ほど説明がありますけれども、今回概要をはっきりさせて、どこまで対象事業なのかということできざまな事業類型が対象になりますが、ただし、積み上げるときは手法がそれぞれ違ってきます。先ほど企画官から説明がありましたけれども、PFIですと今でも実はほぼ100%捕捉できます。これは法律に基づいてきちんと公表手続が明確にされているので、業界紙をちゃんと追っていけば100%捕捉できるのですけれども、TPPについては非常に難しい。特に件数の多い指定管理なんかについては、これはある程度推計を入れていかなければいけないということなので、そういう意味でも非常に目が粗いのですけれども、いずれにせよ、要は政策効果がどの程度順調に発現しているのかということフォローアップするための事業規模ということで、ほかの経済統計に使われる意味での精度は必ずしも求められていないということなので、そういう意味で御理解いただきたいと思っておりますけれども、非常に細かい事業類型を決めていただいて、それに応じて推計なり実数値を探していくという形になるかと思っております。

○宮本委員長代理 プロジェクトチームの中で議論をしていたわけですが、PFIは今、御説明があったように割と捉えやすいのですが、PPPのほうは今、捉えるとすればこのやり方しかないのかなというぐらいの精度でかなり細かく集めていただいて、それを類型化して、それぞれに合った最適などといいますか、それしかないなという推計方法で推計したというのが今回の結果でございます。

○石原委員長 過去はいいと思うのですけれども、今後もさらにPDCAを回していくわけですね。

○宮本委員長代理 今後どのようにそれを続けていくのかというところも、今回の中間報告の中に入っておりますので、後ほど御説明いただけたと思います。

○佐藤委員 1つだけ。確認で今のPPPの話なのですけれども、先ほど不動産事業を営んでいるということで、これは一種の営利ですね。だから営利関係のことをやっていけば、例えばツタヤの図書館みたいなものならイメージがつくのですけれども、ただ、指定管理者になってくると全てが必ずしも営利型ではないと思うので、このあたりはどう調整すると思えばいいですか。

○宮本委員長代理 指定管理者の場合は、どれを入れるのかということの識別を中で検討しておりますので、全部入れているわけではございません。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○小幡委員 多分いろいろやり出すとすごく難しい作業かなと思うのですが、考え方としては事業規模で民間も含めるというのは、せっかくPFI/PPPでやったものをきちんと規模を把握するという意味ではゼロということになってしまうので、それは逆におかしいので、本来こうあるべきだったのかなと思いますので、そのほうが世の中に発信する意味でも大変よいかなと思うのですが、今までは規模の把握の仕方として、このやり方をとっていなかったのですね。そうすると、統計的にいくときに急に多分これから違うという話になるので、ただ、過去のものもそうやって、実はこのようなやり方をすればこうですよというものをやるという作業も、それは余りにも大変かもしれないなと思いつつ、ですから時系列的なものでいくときに、そこを結構よほど注意書きとか断絶というか、捉え方のところで大きく差がありますね。そこがうまく、やむを得ないので、むしろこのような方向で私はいいと思いますので、過去がこうだったからといって、それはだからやめたほうがいいという趣旨では全然ないのですが、だったら時系列を見たときによほどしっかり書かないと、あれということに皆さんなるかなと。そこが注意が必要かなと思います。

○石原委員長 それが3番目の事業規模の測定方法で入っていますか。

○宮本委員長代理 私が答えるべきかどうかかわからないのですが、アクションプランのPDCAという位置づけですので、25年以降ので考えていくということでみれば整合性はあると考えております。だからそれ以前では今のところは考えていませんね。

○佐藤委員 今の点で微妙なのは、例えば現段階においてPFIの累積額、事業規模で見ると、従来のはかり方で見ても4兆5,000億円ぐらいである。これを2兆、3兆ふやすのだというのはすごく聞こえるのですけれども、実はもう一回はかり直してみたら実は6兆円、7兆円やりましたと言われてしまうと、ないでしょうけれども、実はあるとすると2~3兆ふやしたところで何だという話になってくるので、実はこの問題はそんなに簡単な話ではなくて、もともとこれまで4兆5,000億とか累積額が少なかったからこそ、もっと2兆、3兆ふやせ、これから10兆ふやせという話をしているので、結局これまでの事業規模は正しく

把握していたのか。ほとんどがサービス購入型なので1兆、2兆の規模で乖離することは多分ないと思うのですけれども、ただ、そこは問われてくるかなと思います。

○鳥巢審議官 25年からというのは後ほどまた御説明しますけれども、今回きちんと試算をして、新しい新方式で事業規模をきちんと出しております。アクションプランの世界の中では多分、先生おっしゃった話は起きないのですけれども、唯一起きるとすると先ほどの参考資料の2ページの我々がいつも4兆5,000億と言っている数字ですが、これもまさに佐藤先生がおっしゃったように4分の3がサービス購入なので、これまでコンセッションというのは基本的にこの中でも一部ありますけれども、本当に少ない。数も少ないので追っていくことも可能だ。

そごが出てくるのはどこかという、結局、収益型のものが出てくるのですけれども、御承知のとおり最初のころの収益型はとってつけたような収益施設のところが多いため、何割も大幅にふえるなんてことは基本的にないと思いますけれども、いずれにしても検証できる範囲においては、今後、累計は使っていかなければいけないので、これは契約ベースで出していますよということを付記して出すのか、再計算し直してやるのかということについて事務的に検討させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても継続性の誤解が生じないように、そこはきちんとやっていきたいと思っております。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。先生方の御疑問は付記等によって解消されるということですね。

それでは、続きまして事業手法につきまして事務局から御説明をお願いします。

○武井企画官 引き続きまして事業手法でございますが、参考資料の5ページをお開きください。アクションプランの対象とするPPPの分野をどうするかということでございますが、この下の絵の真ん中の緑色にありますように、PFI事業はもともと公共施設の整備運営を対象とするものとして創設されましたが、平成17年ということで、行政財産の貸し付けなど、公的不動産を活用するという分野に手を広げました。一方、平成23年の改正では、公共施設の管理運営段階のところに着目して、公共施設運営権制度を活用したPFIということで制度が拡充されました。これらのPFIのターゲットとしている領域につきまして、従来型の事業と呼ばれるものと、それ以外のものということで、間のところにあるPPP、いわゆる官民連携というものを今回対象にしていくということで、対象の事業手法を選んでいったらどうかということでございます。

6ページ、実際にどのような事業手法を選んでいるかということについて、ある程度指針を持ったほうがいいだろうということがございましたので、アクションプランの中では民間の役割を拡大していくという方向を目指しているものですから、一応3要件をここで用意させていただきまして、その要件に当てはまるような事業方式ということで個別の事業方式を選んでいくという形で作業を進めさせていただきました。

要件の1つ目は、従来の官民の役割分担を見直して行って、民間事業者の役割を大幅に拡大して、その主体性を幅広く認めていく。こういった方向で取り組まれている事業手法。

2つ目は、協定などに基づいて官民双方がリスクを分担するということ。

3つ目は、民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を生かすことで事業の効率化やサービスの向上を図ること。こういった3つの要件を用意いたしました。これに当てはまる事業手法を選んでいこうということで作業をさせていただきました。

7ページ、3要件を満たすと考えられる事業手法を具体的にリストアップいたしました。これは公共施設等の整備段階及び運営段階を民間事業者が担うものということで言えば、BT0方式、BOT方式、BOO方式、これがいわゆるPFI事業でございますけれども、そういった方式。また、それだけではなくてDBO方式はプラントなんかの建設によく使われている方式で、設計、製造から運営まで民間に委託するような方式です。

ESCO事業ということで、省エネ改修を民間事業者の資金をもって改修して、それで電気代の削減分をもって事業費を回収していくような事業方式。こういったものが整備段階及び運営段階が民間事業者が担うものということで考えられる事業手法だと考えております。

bは公共施設の整備段階を民間事業者が担うものがございますけれども、BT方式、民間が建設して、それで所有権移転または買い取りという方式ですとか、民間が建設して公共が借り上げるような方式、こういったものが当たるのではないかと考えています。

また、このほかに特定建築者制度といいまして、これは市街地再開発事業の特定建築者制度と、土地区画整理事業の業務代行方式といったものにつきましては、事業自体が公共施設の整備に当たるものとして、その施行者を公共団体をみなすような規定がPFI法の中にありますものですから、それとのアナロジーで、その業務を外の民間事業者に委ねるような方式をリストアップして、ここに計上しております。

この中で話題になりましたのは、ここには載っておりませんDB方式が話題になりましたが、これについては入れないという方向で整理されました。

c、公共施設の運営段階を民間事業者が担うものということで載せていますのが、公共施設運営権方式、いわゆるコンセッションとO方式、これは運営部分だけを実施するPFI事業でございます。このほか指定管理者制度については一定のものを入れたらどうかということで、選定された事業者が民間であること、また、その事業の実施に当たってモニタリングがされるなど、事業の運営についてある程度民間の能力を生かしたような形で進めているようなものについて計上することにさせていただきました。また、包括的民間委託制度につきましては、下水道と水道の分野におきましてガイドラインなどが定められておりますので、こういったものについて取り上げることにさせていただきました。

dでございますけれども、民間が公有地を活用して事業を実施するものということで、定期借地権方式、公共が所有している床を民間が活用するような方式、また、公共空間の利活用ということで、公共施設の中に占用許可などをもって施設を整備するような方式。また、公有地を等価交換で床に変換するような方式。こういった方式でつくられる事業がこの中の3要件を満たすと考えられる事業手法ということで整理させていただいております。

す。

また、PTの中で御意見がありましたのは、とりあえず今、事業手法を整理するのはそれはそれでいいとしても、このルールを決めておいて、それに当たるものが後から出てきたら、それに対応できるようにするべきではないかという御意見をいただいておりますので、ここに掲げられていない事業方式であっても、3要件に該当するものについてはアクションプランのPPPとして計上していく方向で整理させていただきたいと思っています。

以上です。

○石原委員長 事業手法につきまして御説明がございましたが、御質問、御意見いかがでしょうか。

一件一件、該当する該当しないというのは誰がどうやっているのですか。

○鳥巢審議官 基本的にはPTの中でお決めいただいたのですが、実は本当にこれは難しいところで、委員の先生方も本当に頭を悩ませていただいたのだと思います。例えばこの中でも1つ補足しますと、DBの議論がありましたけれども、これについても本当に最善の整理ができるのかというと、なかなか難しいところがあって、ただ、要は今回のアクションプランというのがPPP/PFIの実施を通じて民の新しいビジネス機会を拡大するとか、事業活動を拡大するという大きな目標を掲げてやっていることから、官と民というラインで切ったときに役割がふえているのかどうか見ていこうではないか。

そうすると例えばDBというのは設計者と施工者との線で見ると、デマケーションを少しずらすところがあるのですが、官と民という軸で来たときに役割が従来以上に民間セクターに拡大する方向にあるかどうかということについては少し疑問だなど。ただし、3要件のうちの3つ目の裁量の範囲が広がるかと言えば多分広がるのだと思うのです。なのでそこは非常に難しい、悩みどころだったので、新国立のあれを見たときに、今まではPPPでなかったものが、今度突然PPPになりしまったというのもなかなか説明としては難しいところがあるなというところもあって、今回こういう制度にさせていただきました。ただ、将来やり方としてこの要件に当たるようなDBが出てくれば、それはそういうものとして今後検討していくところで、委員長おっしゃるように見ていくに当たっては非常に難しいものがありました。

もう一つは、例えば市街地再開発事業あるいは区画整理事業。これは世界に冠たる日本の古典的PPPなわけです。要は地権者の土地を減歩して公共施設を生み出していくみたいな話は本当の意味でのPPPだと思うのですが、さはさりながら100年以上の歴史があるものも、ここでPPPとして政策目標に掲げてくるのかということ、都市政策の目標としてはわかるのですが、PPP/PFIの目標としては少しどうだろうかということで、従来事業と比べてというところで、歴史的に十分積み上がって実績のあるものについては今回対象としなくて、より新しい事業手法で拡大をしているというところに重きを置いて整理をしていこうではないかということで、市街地再開発事業についても新しい知恵を導入することで、民の役割を拡大するとか、先ほど説明がありましたけれども、特権制度とかこういうものに

については入れていこうという、非常にディテールに入ると本当に難しい判断を個々にお願いをしていったという状況でございます。

○宮本委員長代理 今おっしゃっていただいたとおりなのですが、過剰な推計にならないようにということで、一応御納得いただける事業という形で峻別をさせていただいたというのが背景でございます。いわゆる安全側の推計という形で考えております。

○石原委員長 よろしゅうございますか。それでは、とりあえずここにいたしまして、事業規模の測定方法につきましてお願いします。

○武井企画官 引き続きまして事業規模の測定方法、その他のことも含めまして御説明させていただきますと思います。

10ページ、平成25、26の事業規模は下にあるような、この絵に書いてあるようなフローにより調査させていただきました。1つは個別に把握する事業ということで、PFI事業ですとか、DBO事業ですとか、こういったものにつきましては事業名を把握していく。これはPFI法に基づく公表と、業界紙等に入札などの情報が結構出ておりますので、こういったものから押さえていくことができ、これについて事業規模情報を把握するというところで契約金額、その他の収入、施設規模の推定といったものを使って個別の事業規模を出して、1件ごとの事業費を積み上げていって、全体の手法ごとの総額を出していくという作業をさせていただきました。

もう一つは、全体として把握する事業ということで、指定管理者などにつきましてですけども、これは事業件数を把握して、1件当たりの事業規模について標準的なモデルから推計して出していく。これで事業規模ごとの総額を出していく。これによってPPP/PFIの事業規模全体としての総額を計上するという作業をさせていただきました。

その結果といたしまして、戻っていただいて恐縮ですけども、9ページをごらんいただきたいと思いますが、平成25年度、26年度の事業規模につきましてアクションプランのⅠ類型、Ⅱ類型、Ⅲ類型、Ⅳ類型、こちらにつきましてそれぞれ金額を計上したところ、25年度の実績につきましては1兆3,272億円。26年度の実績につきましては1兆484億円といった数字が出たわけでございます。

こちらの作業をしていただいた経験を生かしまして、また戻って済みません、11ページをお開きください。これからPDCAサイクルをしっかりと回していくということで、来年度以降も事業規模をきちんと把握していくことが必要になりますので、この際には公表データはもちろん活用していくのですが、それだけではなくて地方公共団体や民間事業者などにアンケート調査、サンプリング調査、こういったものの協力を求めていくことで進めていく必要があるという課題が明らかになりました。

1つの課題は、事業類型ごとに当該年度に契約された全ての事業を網羅的に把握していくということございまして、これにつきましては25、26の実績把握の中では業界紙等に掲載している事業情報をリスト化して、総務省の統計調査を活用したりして、こういったものと、あと全地方公共団体に対するアンケートをしたもの。これを突き合わせた形で事業

規模を把握するという作業をさせていただきました。

こちら緑にありますように、来年度以降もきちんとやっていくためには、地方公共団体に協力を求めてアンケート調査をしていくことが必要になります。

2つ目の課題でございますけれども、各事業の規模を適切に把握するということでございますが、平成25、26の事業規模の把握の中では公表される契約情報を活用して、公共からの支払額を調査すると同時に、それ以外の収入についてヒアリングなどを行いました。これについて計算できない場合には、施設規模等から推計するというところでございますので、こういった民間事業者に協力を求めて附帯事業の事業規模を調査、推計していく。このやり方についてサンプル調査を充実させて、確立させていくことが、これからの事業規模の測定方法の確立に向けて必要であるということとさせていただきたいと思っております。

その他の話としまして、次に12ページをお開きください。先ほどの事業規模の把握とあわせて、歳出削減効果についても試算してみました。これはPPP/PFIの効果についてここに並べてみましたが、定量的な効果のほか、定性的な効果がございます。このうちの定量的な効果、歳出削減効果、租税公課による歳入増加効果、遊休資産の活用による歳入増加効果、こういったものについて試算させていただきました。このほかにも工期の短縮、工事の品質向上、サービスの水準向上、地域の活性化といった効果がありますが、こちらのほうは定量的に把握できないということで把握しませんでした。

1つ目の歳出削減効果につきましては、従来方式に比べた公共負担の削減額、これはいわゆるVFMでございますけれども、こういったものを計算させていただきました。実際、作業といたしましては整備運営段階を実施しているような事業、PFI事業などにつきましては、これまでのPFIで出ているVFMの数字を活用したり、管理だけの事業につきましては、指定管理者制度につきまして平成20年度に内閣府が試算している導入効果ということでございましたので、それも5.9%という削減効果があるということが出ているのですけれども、そういったものを使って試算させていただきました。

2つ目の租税公課による歳入増加効果でございますけれども、附帯施設の併設等による民間施設の建設による固定資産税等の租税公課による歳入増加でございますが、これにつきましては固定資産税のほか都市計画税、登録免許税、不動産取得税、こういったものを計上させていただきました。

次の遊休資産等の活用による歳入増加効果でございますけれども、遊休化している公的不動産を民間事業者で使用収益させることによって、公共に対価として支払われる収入です。これについて例えば地代×契約期間という形で計上させていただきました。

これを計算した結果が13ページにある金額になります。歳出削減効果、歳入増加効果についてそれぞれ計上しておりますけれども、歳出削減効果につきましては平成25年度につきましては1,024億円、平成26年度につきましては1,040億円、歳入増加効果につきましては平成25年度が1,134億円、平成26年度が72億円ということでございます。平成25年度歳入

増加効果が大きかったのは、大きな土地の有効活用の事業があったということで、こういうことになっております。

続きまして、先ほどの事業規模の話の関連で、もう一つデータを用意させていただきました。14ページをお開きください。PPP/PFIの事業規模とGDPとの関係について、これはどういう関係になっているんだというお話がありました。先ほど説明の中にもありましたように、かなりラフな形で推計したものでございますので、余り厳密に比較するのはどうかという御意見もあるかと思いますが、考え方だけ整理させていただきました。

PPP/PFIの事業規模をGDPと比較するためには、計算方法の違いを補正する必要があるということでございまして、GDPに計上される額ということで言うと、通常、土地代を除くということになりますので、土地代を除いて計算することになります。そうすると、ある意味比較することができるのですが、下にありますようにPPP/PFIの事業規模は契約時点で見込まれる民間事業者の収入の総額を計上しているという性格のものでございまして、1年間に生産する付加価値をあらわすGDPと様子が違うところがあります。ただ、GDPとの関係を考えるときには、PPP/PFI事業の実施によって長期にわたって発現する効果が毎年のGDPの一部を占めるというように考えていくことになるのではないかと考えております。

また、GDPに計上される額というのは、ここで計算しているものはラフなものでございまして、本来、考えていくとするならば、所得の再分配や2次的な経済波及効果なども発生するのではないかとということ。また、民間が事業を実施することによって創意工夫を生かしたサービスの提供によって、需要が拡大するといった部分も出てくるのではないかと思われますが、こういった部分については今回のPPP/PFIの事業規模では見えていないところになっております。

15ページ、今、GDPとの関係で土地代を除くということを申し上げましたが、土地代を除くと実際にどのぐらいになるのかということでございまして、最後の15ページに掲載しております。平成25年度実績、1兆3,226億円のうち土地代に相当するものは46億円でございます。平成26年度実績、1兆483億円のうち、土地代に相当するものは1億円でございますので、ほとんどが土地代と関係ない部分で金額が出ていたということでございます。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等いただければと思います。

先ほどの長期にわたるもので現在価値というのは、ここら辺のあれですかね。

どうぞ。

○佐藤委員 最初細かいところなのですが、9ページに出てきた類型Ⅰ～Ⅳで事業規模の実績が推計された。そういう意味では事業手法を7ページでa～dで分けています。このa～dの類型化と何となく対応関係はわかるような気もするのですが、類型Ⅰ～Ⅳの対応関係はどうかかわっていると思えばよろしいですか。

○武井企画官 7ページでございますけれども、これは民間の方がどの段階で担うかとい

うことによって分けさせていただきましたので、直接7ページと9ページの見通しがよい形にはなってございません。そのところはこちらのほうで整理させていただいたのですが、実際にこの中のcの部分の公共施設運営権方式だけがこの類型Ⅰのところにあたります。その他のものにつきましては、公共からの収入が全ての収入である。公共の支払いが全ての収入であるというものにつきまして、類型Ⅳとさせていただきます。

それ以外の収入があるものにつきまして、事業収入などがあるものについては類型Ⅱ、民間施設のほうで収入があるものについては類型Ⅲということで、それぞれの事業を分けさせていただいて、計上させていただいたような形になっております。

○佐藤委員 例えば7ページのdは、類型Ⅲに当たるのですか。

○武井企画官 はい。dは類型Ⅲに入ります。

○佐藤委員 類型bはその他ですか。

○武井企画官 その他のところに入るのは、例えばaの中のBT0方式、BOT方式、BOO方式といったものの中で、公共からの支払いばかりのものが入ります。この中でも附帯事業を用意しているものなどにつきましては、例えば類型Ⅱに入れるような形で作業をさせていただきました。

○佐藤委員 例えばbの公共施設の整備段階というのは。民間事業者が担うというのはⅡかⅣかという感じなのですか。

○武井企画官 BT方式、民間建設借り上げ方式についてはⅡかⅣに入りまして、特定建築者制度などにつきましてはⅢに入れました。

もう一つ、BTの中で余剰地を売却するような形態がありまして、それについてはⅢに入れさせていただきました。

○佐藤委員 13ページに歳出効果を出していただいているのですけれども、これも先ほどの話で現在価値だと思っていいですか。平成25年度に節約できた金額という理解ですか。

○武井企画官 そうですね。平成25年度に契約したときに想定されたPSCとPFILCCとの差を出しておりますので、そのときの契約の中で将来にわたって歳出削減するものを単純に計算している形になります。

○佐藤委員 実際に歳出削減効果というときに横で見るか縦で見るかの問題があって、各事業ごとに横で数年にわたって歳出効果がどう発現するか。それを実施している事業ごとに足し合わせてみるというのは1つの考え方なのですけれども、例えば2018年までにプライマリーバランス、赤字1%というのは2018年ピンポイントの話をしているので、逆に2018年時点でこれまで実施しているFPI全部が2018年度時点でどれくらい節約効果をもたらしたかということが大事になってくるので、そこはよく歳出削減効果とかいうときに会計検査院のものも同じなのですから、あれも節約効果というときにはずっと通年で見ているので、ただ、やはり単年度で、いわゆる財政収支は単年度ごとに見ているので、そちらの指標がもしあるといいなと思うのですけれども、多分難しいでしょうね。ただ、区別はしておかないと何を見ているんだということになるのです。

○宮本委員長代理 今のはここに対する補足説明をつけ加えるということで。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

これは民間事業者にアンケートをとった場合に、数字は出しにくいというか、全部素直な形で出てくるのですか。議事録とは別のあれですけども、相当機微にわたる数字を要求することになりますね。

○鳥巢審議官 結局これは、要は推計のときの率を把握するためのものなので、だから全く名前等については匿名性の中でやるのが当然条件になると思いますし、我々の頼み方次第だと思いますので、一生懸命趣旨を御説明して御協力いただけるように頑張りたいと思います。

○石原委員長 よろしゅうございますか。いずれにしろ、いろいろな注釈をつけたり、こういった前提という形であれかと思えますけれども、余り細分化するとかえって全体が見えないということにならないように。

○鳥巢審議官 1点補足をさせていただきたいのですが、この後、再度引き続き精査をしていただいて、最終的に3月に最終報告をいただくことになると思うのですけれども、その後は先ほどの議題1でもお話がございましたように、アクションプランの見直しということになっていきます。

これも以前この場で御説明をさせていただいたと思うのですけれども、今回、25年度、26年度の実績のところまで今回数字を整理していただきましたが、最終的な目標額の要はアクションプランの一番肝のところ、10兆から12兆に変わる部分の目標額については、最終的にアクションプランの改定をまたこの場で最終的に御審議いただくこととなりますけれども、その段階で数字についてはお示しをする形にさせていただきたいと考えております。

今回だから事業規模PTの中では、それに向けての考え方をきちんと整理していただいたことになっていきまして、要はプランニングの部分、目標をどう立てるかということについては、次の計画部会の中で御議論いただくこととなりますし、その際には要は先進国並みにPPP/PFIの普及を拡大していくという中で25年、26年の実績を踏まえて、では幾らにするのかという話は計画論のコアの部分になるのですけれども、今回計画論に至る考え方を、ツールをちゃんと整理していただいて、それに基づいて計画の議論は計画部会の中で御議論いただき、そして、それをもとにPFI委員会の中で御議論いただくという形にさせていただければと思っております。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。考え方ですね。

全体の中で中間報告、相当エネルギーに御検討いただいた結果、大変よくわかりましたですけども、その中で全体的に御質問、御意見がございましたらあれでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、質疑応答、本件に関してはここまでにさせていただきます。

事業規模目標の見直しにつきましては、本日の委員の皆様方の御意見を踏まえまして、

次回の委員会に最終報告ができるように、プロジェクトチームにおかれましては引き続き御検討いただくよう、お願い申し上げます。

大分予定より早いのですが、全体を通じまして御質問、御意見ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

宮本先生、何かございますでしょうか。

○宮本委員長代理 きょういただいた御意見をもとに、プロジェクトチームのほうで最終報告に向けて検討させていただきます。

○石原委員長 それでは、よろしくようお願い申し上げます。

以上、事務局から何かございますでしょうか。せっかく皆さんお集まりでございますので。

○村田参事官 次回の委員会の御予定ですが、3月15日を予定しておりますので、詳しい日時、場所につきましては御連絡差し上げますので、よろしくお願いたします。

○石原委員長 何時からですか。午前中でしたっけ。

○村田参事官 10時です。済みません、場所も決まっております、同じ場所です。

○鳥巢審議官 せっかく時間が余っておりますので恐縮でございますけれども、今後引き続きまた委員会で御議論いただくこととなりますが、今後どういったことが必要になってくるかみたいなことで、事務局で今、PFI推進室で議論していることを御紹介します。

まず1つは、昨年の暮れに優先検討の仕組みについて全省庁、そして全公共団体に総務省と連名をお願いをしておりました。これが今後、毎年きちんと、とりあえず来年度といえますか、2016年度につきましましてはその間に最低限の仕組みをつくっていただく。骨太方針の改革工程表の中でも、2016年度中に仕組みをつくってもらうのを100%という目標を掲げてやっておりますので、基本的には20万以上の公共団体についてはおつくりいただくようお願いをする。

ただ、この委員会でも御説明しましたが、基本的には公共団体相手なので、これはお願いベースということになりますけれども、限りなく強くお願いをしていきたいと思っております、今後そのフォローアップを毎年行っていく必要があるだろう。1つは2016年度は策定状況のフォローアップと同時に、2017年度以降は、これに基づいてどのような運用実績があるのか。その運用の中でどのような問題があるのか。さらに引き続き運用改善をお願いするとすれば、どのようなことをお願いしていくのかみたいなこと。これも定期的に毎年フォローアップをしていきたいと考えております。

もう一つは、コンセッションが公共施設に民の経営を導入するという意味で、最も効果を成長戦略としても期待をしている部分でございますけれども、このコンセッションの状況について、また折を見て年度末にも御説明を申し上げなければいけないと思っておりますが、重点分野ということで空港、上下水道、道路ということで4分野掲げておりますが、空港については御承知のとおり非常に順調にいったおる。さらに後続の事業弾も相当あるということで比較的楽観視をしておりますし、道路については唯一コンセッションになじ

む地方道路公社として愛知道路公社を掲げたわけですが、これについても大村知事の強力なリーダーシップのもと進められているということでございますが、上下水道、特に今後人口減少社会が本格化する中で、公共施設の持続可能性が大変重要な課題として認識されている中、この上下水道が最も典型的な生活関連インフラということで、持続性について今のうち手を打たないと大変なことになるという意識でみんなやっておるのですけれども、これについてのコンセッションの導入がなかなか思うようには、我々の期待どおりには進んでいないという状況の中で、今後コンセッションの導入に向けて、さらにはほかの施設分野、ほかの分野においてもさらにコンセッションを導入していく。

例えば今後インバウンドのさらなる増大を狙って、特に地方の観光資源をコンセッションで活性化をしていくとか、眠れるさまざまな観光資源、特に高度成長期を中心にたくさんハコモノが地方でつくられたわけですが、それを一方で潰していくという判断もあるのでしょうか、可能ならばできるだけ有効活用して、眠れるポテンシャルを使っていくという手法としてコンセッション方式を使っていくことも選択としてぜひ考えていただきたいと思っておりますが、こういった新しい分野でのコンセッションを拡大していく。こういったコンセッションということで引き続き強力に政策を進めていくわけですが、それに特化したいろいろな御議論をしていただく。特に業界からヒアリングをする、あるいは公共団体がヒアリングをする、実際の過去の運用事例から何を学び、あるいは諸外国の実例も含めて何を学び、それをどう反映していくのかということについて少し専門的なお立場で御議論いただくための部会を設置するとか、あるいはこれは全く構想段階ですが、まだ御相談申し上げておりませんが、今のPFIの1つ大きな切り口が、地方という切り口でありまして、これもどちらかという非常に経営規模の大きな企業がその能力をいかんなく発揮して、PPP/PFI事業を進めていくという絵を思い描く人が多かったのですけれども、これから地方でどれだけPPP/PFIを活用して地方のビジネスチャンスありますとか、地方の経済を拡大していくかという、地方PFIという切り口でどのように展開していくかというのは大きな課題になってくると思います。

これにつきましても、特に先進的な地方公共団体の活用事例とか、あるいは首長さんの御努力とか、国に対しても要望はさまざまございます。こういったことを当委員会として酌み上げて、各省に対していろいろ改善をお願いしたり、あるいは新しい制度をお願いしたり、当委員会としてさらにPFIのさまざまな施策、取り組みについて発信をしていただくことも今後必要になってくるかと思えます。

したがって、冒頭、今後の運営方式ということで、少し違ったやり方をとらせていただきたいということの裏には、むしろ部会が多分乱立とは言いませぬけれども、すごい数いろいろテーマで取り組んでいただいて、それで発信をしていただくというのが、特にPPP/PFIについて要するに施策がきちんと前進をしており、地方でも取り組みが進んでいるというところをぜひ見える形にしていって、その機運を高めていくことも1つ施策のパーツとして重要なのだろうなということで、今後、機会を見ながらそういったさまざまな部

会活動についても活性化すべく、いろいろまたこの場でも御議論を頂戴できればと思っておりますし、我々もいろいろ御相談申し上げていきたいと思っております。御紹介でございます。

○石原委員長 PFI会社については、そういった意味でいろいろと要望等も出てきているわけですね。

○鳥巢審議官 そうですね。本当になるほどなという要望もございます。

実はPPP/PFIは、さまざまな政府の審議会などで議論されています。もちろん経済財政諮問会議の中でも議論されていますし、その下の経済財政一体改革推進、佐藤先生にもお入りいただいていますけれども、そこでも議論されておりますし、規制改革会議でも議論されております。また、産業競争力会議でも議論されているということで、いろいろな会議で御議論されておまして、これについてある程度統一的な、一体的な対応が必要になってくるだろうということで、先日、実は政府部内ですけれども、首相補佐官を議長として事務局はPFI室でやっておりますが、総理補佐官、内閣官房長官補佐官、両補佐官を筆頭に関係全省庁の課長クラスから成るPPP/PFI推進タスクフォースというものを先月、1月19日につくりまして、進めております。

いろいろなところ、例えば規制改革会議ではPPP/PFIを推進することによって、実は実際に事業を行っている最前線に行くと、政府のこの規制がひっかかってできないとか、あるいは補助要項のこの部分が従来だとできるのに、新しくPPP/PFIをやると補助要項の補助基準がひっかかるとか、いろいろなものが出てきます。

実はなかなか座っているだけではわからなくて、実際に現場で運用されている方が初めて気がつくような話も多くて、実はPPP/PFIを推進することで、そのような規制改革も1つ進むだろうということもありますし、あるいは先ほども言いました産業競争力という観点から見たときに、このような仕組みがあるといいとか、そういうことなのでいろいろなところで議論されているところをぜひ我々としても束ねていきたい。PFI委員会の中できちんと整理をして、PFIを専門的な見地から御議論いただいているのはこの委員会と、その下の部会ということになりますので、そういった形でしっかり各方面の動きを我々としても束ねて、ここできちんと議論をしていただくことを考えておまして、そうなるに相当先生方もお忙しいところ恐縮でございますけれども、また御議論を頂戴することになるかなと思っております。

○石原委員長 ということで、ぜひ精力的な活動をしていきたいと思えます。よろしくどうぞお願いいたします。

次回はそういうことで3月15日ということでございますので、本日はこれまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○武井企画官 済みません、本日席上配布させていただいた資料の中に一部、数字の誤り等がありますので、今回こ限りということでございますけれども、そのつもりで御理解いただければと思います。